

## マカオ史瞥見

——中国最後の植民地——

伊原 沢 周

中国最初の、また最後の植民地たるポルトガルのマカオが、いよいよ中国に返還される日を間近に迎えている。

マカオは、中国の広東省中山県にあり、珠江河口の南西端に突出した小半島と、その附近の二つの小さな島からなる、面積約一六平方キロメートルの美しい港である。現在、香港から水中翼船で約一時間で同地に到着でき、香港観光の中で最も人気のあるコースの一つである。

マカオは、漢字で澳門と表される。これは、どういう

意味であるか。もともと、この半島の水辺に阿媽神廟(天后宮)があり、阿媽濠(一説は媽閣)と俗称された。日本では、阿媽港や媽港、または天川と呼んで、日明貿易の中継地、朱印船の寄港地として有名であった。西欧人の間では同港をMacao(マカオ)と通称し、これが阿媽

濠とか媽閣と音訳されたのではあるまいか。明代から濠(壕)鏡とか、または香山澳や媽港といい、地勢にちなんで澳門とも呼んだ。今日に至るまで、澳門という名が定着している。

一五世紀の末、すなわち明代の正徳年間にポルトガル人(Portugese)が中国の広東、福建、浙江の沿海に來航し、通商航路を開拓しようとした。当時、中国はヨーロッパ諸国に関する知識がほとんどなかったのか、ポルトガルという国もよく知らなかったのか、中国の文献たる『明史』や『明会要』などの記録は、ポルトガル(今、葡萄牙という)を仏郎機と書いている。これはペルシア語の Frangi または Fringī から音訳されたと思われる。仏郎機という一語が最初に出た文献は、おそらく『東西洋考』(明万曆四五年、西曆一六一七年、張燮撰、一二卷)第四卷「西洋列国考」の麻六甲(マラッカ)の条であろう。

一六世紀の初、ポルトガル人は浙江の甯波や福建の廈門で貿易を行なった。一五二三年(明嘉靖二年)、ポルトガル人がマカオに侵入し、官軍に撃退された。このことについて、『明史』には「嘉靖二年、遂寇新会之西草湾、指揮柯榮、百戸王応恩禦之」(列伝二二三、外国六)、

『明会要』には、「嘉靖二年、仏郎機入寇、官軍撃走之」  
(巻七七、外蕃一)とある。

周知のように、明代において倭寇の活動が著しく激しくなった。倭寇の中国沿海地域侵入を防止するため、明政府は海外貿易を原則として禁止した。しかし、入貢船に限って、その積載商品の取引、中国商品の購入などを許可した。時は、日本の足利時代に当り、長門、周防の一角に在った大内氏、ことに大内弘世、義弘、義興の三代は、倭寇貿易で最も栄えた時代であった。大内氏の保護下に在る倭寇は、表面において朝貢使として明に渡り、陰に八幡船の本領を露して海賊を働いた(入江啓四郎『中国に於ける外国人の地位』)、一五三五年(明嘉靖一四年)、ポルトガル人が広東の地方官黄慶を買収し、壕鏡(マカオ)をポルトガル人の通商港として開いた。『明史』の、「嘉靖十四年、指揮黄慶納贖、請於上官、移之壕鏡、歲輸課二万金、仏郎機遂得混入」(同上)という記事がそれである。一五五三年(明嘉靖三二年)には、ポルトガル商船が難船し、商品の浸水を口実の下に、地方官に地を乞うて、それらをかかわかし、これよりその使用地面積は、さらに拡張されることとなった(入江前掲書)。次いで一五五七年(明嘉靖三六年)に至り、ポル

トガル人が明政府の要請で海賊を討伐した代償に、この地の居住権を得たのがマカオ植民地の起源で、ゴア、マラッカと呼応して、アジアの貿易の基地となった(矢野仁一『支那近代外国関係研究』および『近世支那外交史』)。したがって、一五六〇年まで、ポルトガル人の居住、通商は、マカオに集中し、同地には常時五、六百人のポルトガル人が居住していた。一五八二年(明万曆一〇年)に、従来の歳課二万金を年租(地租)五百両とした。それは、知らず知らずのうちに中国への借地料の意味を持ち、清代まで引き継がれていたのである。

清代に入っても、中国政府は、マカオに対する領土主権を放棄することを考えなかった。同地は依然として清政府の官憲の管轄下におかれたが、ポルトガル人は、漸次のみずからの居留地として、その地盤を固めていった。後に、ポルトガル人は、さらに広東の地方官を買収し、同地に対する独立行政権を確立するに至った。一七二七年(清雍正五年)および一七五三年(清乾隆一八年)、ポルトガル政府は、前後二回にわたってマカオの割譲を清政府に求めたが、いずれも拒否された。にもかかわらず、ポルトガル政府は、マカオをもって自国の領土のように考え、総督を設け、同地を支配しながら、他のヨ一

ロップ人に対しては、公然としてみずからの征服地だと主張するようになった。アヘン戦争の際に、このマカオのポルトガル植民地化の前例をよいに、イギリスは香港割譲を清政府に迫ったと思われる。

一八四九年（清道光二十九年）八月、中国の領土主権の排除と、借地料の廃止を図ったポルトガルのマカオ総督マリア・フェレイラ・ド・アマラル (João Maria

Ferreira do Amaral) が中国人に暗殺された。この事件によってポルトガル政府は、清政府に嚴重な抗議を提出した。このチャンスに乗じて、ポルトガルは再びマカオをみずからの領土にしようと試みた。一八六七年（清同治六年）に至り、清政府の総理衙門大臣、恭親王奕訢の上奏文は次のように述べている。「改歳課為地租、僅令輸銀五百兩、按年納完、載入賦役全書、蓋明其為中国地方、可租而不可占也」(『籌弁夷務始末』同治朝卷五八)と。すなわち、ポルトガルが借地料の銀五百兩のみを、毎年中国に納める義務は、「賦税全書」(徵稅台帳)に明記されている、故に同地は中国の領土だと明らかである、それを租借することはできるが、領土主権を放棄することは到底できない、としている。

しかし、一八八五年（清光緒十一年）七月、中英煙台

条約ロンドン追加条項によって、香港からアヘン密輸入防止に関する中英共同調査委員会が成立した。アヘン防止の効果をあげるためには、マカオのポルトガル政庁の協力を要請しなければならない。したがって一八八七年（清光緒十三年）三月二十六日、中国とポルトガルの間に、いわゆるリスボン議定書 (Protocol of Lisbon) が結ばれた。これに基づいて、同年二月一日、北京において本条約および附属アヘン協定が調印された。この条約の主要な内容は、(一)最惠国條款を含む条約の締結、(二)マカオをポルトガルへ割譲、(三)マカオは香港と同じようにアヘンの密輸入防止問題に付き協力する、などである (Maritime Customs, 'Treaties [II]-273)。一般に、この条約を中葡修好及通商条約と呼んでいる。

マカオに対して数百年にわたって領土主権を要求し続けたポルトガル政府は、やっとその野望をかなえた。ついにマカオは国際法において文字通りポルトガルの領土となったのである。

数年前、中国とイギリスの間で数回にわたって交渉した結果、一九九七年にイギリス政府から香港と九龍半島を中国に返還されることが決定した。これは、社会主義国たる中国にとって永年の重苦しい外圧感と侮辱感から

やっとな解放されたといつてよからう。さらに、唯一残されたマカオ植民地の解決については、いうまでもなく時間の問題である。文化大革命終結後の一九七九年、中国、ポルトガル国交回復に際して、マカオの領土主権は、中国に属することが再確認されており、主権帰属の問題は、すでに解決済みである。

もともと、マカオの割譲は、リスボン議定書によつたものである。実は、このようなアヘンの密輸防止協力と引きかえに割譲されたのは、イギリスの力で、ことに当時中国の総稅務司（税関長）イギリス人ロバート・ハート（Robert Hart）の仲介が、より重要な役割を演じた。まさに植田捷雄氏が指摘したように、「中国人はハートの他の方面における偉大な功績にもかかわらず、これを非難する」（『東洋外交史』上巻）という。

来年には、ちょうどマカオ割譲からまる百年に当る。

この百周年を迎えて、中国とポルトガルは、マカオ問題に決着を付けなければならない。そのため、今年六月三〇日と七月一日の両日に、ポルトガル側の代表ルイ・メデナ国連大使と、中国側の周南外務次官が北京で二日間にわたつてマカオ返還問題をめぐつて交渉した。双方はそれぞれの意見を述べ、マカオの返還方式に関する具体

的協議をまとめた。それによると、一九八四年の中国とイギリスの合意による香港返還の方式をモデルにするこゝとで、基本合意が達成されたという。この方式は、一国家・二制度、すなわち社会主義と資本主義との二つの制度の原則下の香港同様、現在マカオにおける資本主義制度を、五〇年間不変とし、特別行政区として高度の自治権を与えられるものである。その具体的、かつ正式的决定については、次回第二回交渉を、今年九月に北京で行なうことで合意したという。

マカオが香港のように中国に返還されるのは、目前である。中国のマカオ百年におよぶ領土主権喪失の屈辱は、いよいよその歴史に終止符を打つことになるのである。